

お客さま 各位

栃木信用金庫

お取引時の確認について

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「同法」といいます）に基づき、新たに口座を開設される場合などに本人確認書類により、ご本人確認をさせていただいております。

このたび、同法改正に伴い、これまでの確認事項に加え、「お取引を行う目的」や「ご職業」等も下記のとおり確認させていただくこととなりましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 変更日 平成25年4月1日（月）

2. お取引時の確認が必要なお取引

- ・ ご預金口座等の開設
- ・ 現金でのお振込みが10万円を超える場合
- ・ 200万円を超える現金でのお取引（お引出し、お預入れ、お振込み、ご両替など）
- ・ 貸金庫、保護預りなどのお取引の開始
- ・ ご融資の契約を締結する場合
- ・ お取引金額が10万円相当額を超える外国為替取引等

※上記のお取引以外にもお取引時の確認をさせていただくことがあります。

3. 確認事項

個人の方	氏名、住所、生年月日、取引目的、職業
法人の方	名称、本店または主たる事務所の所在地、取引目的、事業内容、議決権保有比率25%超の方の有無（注）、来店者の氏名・住所・生年月日、来店者が法人のお客さまのために取引の任にあっていることの確認

（注）有の場合は、その方の氏名、住所、生年月日を確認させていただきます。

4. 確認書類等

	確認事項	確認書類等
個人の方	氏名、住所、生年月日	運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、在留カードなど
	取引目的	お持ちいただくものはありません (窓口等で確認させていただきます)
	職業	お持ちいただくものはありません (窓口等で確認させていただきます)
法人の方	名称、本店または主たる事務所の所在地	登記事項証明書、印鑑登録証明書など
	取引目的	お持ちいただくものはありません (窓口等で確認させていただきます)
	事業内容	定款、登記事項証明書など
	議決権保有比率25%超の方の有無	お持ちいただくものはありません (窓口等で確認させていただきます)
	来店者の氏名、住所、生年月日	運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、在留カードなど
	来店者が法人のお客さまのために取引の任にあたっていることの確認	社員証、委任状など

以上